



国土交通省 関東地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, Kanto Regional Development Bureau

平成30年5月28日(月)

国土交通省 関東地方整備局

建 政 部

「京王線連続立体交差事業認可等取消請求事件」の東京地裁判決
に対する局長コメントについて

東京都が実施する京王線笹塚駅付近から仙川駅付近までの延長約7.2 kmの区間を、道路と鉄道を連続的に立体交差化する京王線連続立体交差事業について、関東地方整備局長が行った事業認可処分の取り消しを求めた裁判で、本日、東京地方裁判所において原告らの訴えを却下及び棄却する判決がありましたので、関東地方整備局長のコメントを公表するものです。

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 TEL:048-601-3151(代表)

FAX:048-600-1920

(モリアイトシユキ)

建政部 計画管理課 課長 森合 利之(内線6121)

(クサノ マサル)

建政部 計画管理課 課長補佐 草野 勝 (内線:6123)

平成30年5月28日

泊宏関東地方整備局長のコメント

本日、東京地方裁判所において、京王線連続立体交差事業認可等取消請求訴訟の判決が言い渡されました。

本日の判決では、国の主張が概ね認められたものと理解しています。

関東地方整備局としては、今後とも、引き続き適切な都市計画行政の推進に努めてまいります。